

令和元年度 監査計画

(令和元年7月18日 決定)

(令和2年4月21日一部改正)

1 はじめに

本県では、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、少子高齢化の進展などの社会構造の変化に伴う社会保障費や、老朽化が進む県有施設の維持・更新費の増加が今後も見込まれます。こうした中、県には、様々な行政課題に取り組みながらも、将来にわたって行財政運営の健全性を確保しつつ、良質で安定的な県民サービスを提供することが強く求められています。

また、県は、平成22年3月に制定した「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、毎年度推進計画を策定し、さらに、平成31年4月には千葉県職員倫理条例を施行するなど、様々な取組を実施していますが、適正な経理処理の徹底や内部統制の確保は、今後も非常に重要な課題です。

こうした状況のもと、県政についてより公正で効率的・効果的な監査を行い、健全な行財政運営の実現に資することが、公正不偏の執行機関たる監査委員の責務であり、県民の期待に応えるものと確信して、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、令和元年度監査計画を次のとおり定めます。

なお、地方自治法改正により内部統制体制の整備や監査制度の見直しなどに関する規定が令和2年4月1日から施行されることから、今年度中に新たに監査基準を策定し、同年4月1日以降の監査はこれに基づき実施します。

2 基本方針及び重点監査事項

(1) 基本方針

今後の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を3に定める実施方針に基づき行う。

監査の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から積極的かつ経年的に検証するとともに、外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

(2) 重点監査事項

ア 適正な財務事務の執行について

(ア) 普通会計

①収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

②契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

③公共事業の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

④財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

①収入未済について

水道料金や診療報酬（患者負担分）などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているかを確認する。また、破産更生債権等についても同様に確認する。

②契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

③工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

④財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ 内部統制について

不適正経理問題の教訓や職員倫理条例の施行、多発する事務ミス の状況を踏まえ、以下の取組などにより経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理などの徹底
- ・「業務リスク点検」の実施

3 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則令和元年度とし、県における事務や事業の執行全般を対象として、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、平成31年4月1日現在の484機関とし、実地監査又は

書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものを対象に監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則平成30年度とし、財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

①県の出資比率が25%以上の出資法人

②県の補助金が3億円以上の私立高等学校

③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）

④県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び21基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通管理勘定とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、3月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

令和元年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認すると

ともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和元年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

ア 令和元年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

ア 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査と同時期に実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

4 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	令和2年8月
		公営企業会計	令和2年7月
	出先機関		令和元年9月～令和2年7月
財政的援助団体等監査		令和元年9月～令和2年3月	令和元年12月、 令和2年2月・6月
決算審査	普通会計	令和2年8月	令和2年9月
	公営企業会計	令和2年7月	
基金運用状況審査		令和2年8月	令和2年9月
健全化判断比率等審査		令和2年8月	令和2年9月
例月出納検査		毎月25日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、 月間の監査等計画で定める日	令和元年12月、 令和2年2月・6月・9月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報掲載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置についても同様に公表を行う。

7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果並びに講じた措置の公表及び情報提供を行う。

8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	1 0 8	1 0 8	—	1 0 8
	出先機関	3 4 0	1 1 8	2 2 2	3 4 0
	計	4 4 8	2 2 6	2 2 2	4 4 8
公 営 企 業 会 計	本 庁	1 3	1 3	—	1 3
	出先機関	2 3	1 5	8	2 3
	計	3 6	2 8	8	3 6
合 計	本 庁	1 2 1	1 2 1	—	1 2 1
	出先機関	3 6 3	1 3 3	2 3 0	3 6 3
	計	4 8 4	2 5 4	2 3 0	4 8 4

(注1) 本庁各課(局・室)の監査は、監査委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則監査委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、監査委員全員により実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	3 2	1 9	1 3	3 2
私立高等学校	3 3	6	6	1 2
その他の援助 (補助) 団体	1 6	2	0	2
指 定 管 理 者	1 3	3	0	3
計	9 4	3 0	1 9	4 9

(注) 実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は監査委員全員により実施する。